

風早北部 防犯情報 しょうなん

行動無くして結果生まれず

SHOW "No Action No-result"

クーリングオフは「8日の縛り」がない場合もあります・・・だから、あきらめないで！

既報(今年2月20日付緊急号外号)で案内のとおり、訪問販売や訪問買取といった特定商取引法の対象となる業種にかかる商品※につき、契約日から8日(マルチ商法などは20日：以下同じ)以内であれば、消費者(顧客)は無条件で解約できます。



※一部、クーリングオフの対象外製品があります。

最近問題となっているのが、サブスク(定期購入)契約の認識が契約当事者になく、1回限りの契約と思っていたが、実は定期契約購入となっていたとの被害が続出しています。高齢者の中には、被害に遭っているとの認識すらないケース(知らずに代金を支払い続けていること)もあります。

利用していないのに 支払い続けていた！ サブスクの 契約に注意

事例1 高校生の息子が中学生のときに、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒に払ったので気づかなかった。(当事者:高校生)

事例2 キヤリア決済の明細に不審な引き落としがあったため、中学生の息子に尋ねるとゲームをしている際に一定期間無料のサブスクの契約をしてそのまま放置していることが分かった。解約しようとしてサイトにログインしたが、解約手続きに進むボタンが見当たらない。(当事者:中学生)

3年間も払ってたの？
無料なら、

こうした被害を少しでも食い止めるのがクーリングオフ制度ですが、制度自体を理解していない消費者、あるいは契約日から8日(20日)が経過すると、制度の有効期間を失い救済できなくなってしまうと機械的に理解している方も少なくありません。

クーリングオフ制度には、消費者保護の立場に立って、その除外規定があり、たとえ契約日から8日(20日)経過しても、契約解除の主張が可能な場合があります。その代表的な事例を以下に紹介します。

- (1)クーリングオフ実施期間制約の例外
- (2)他の法制度規定、売り手側の明らかな瑕疵がある場合。

クーリング・オフ



(1)契約書の内容に不備がある場合は、起算日が定まらず、よって日数制約の条件がなくなり、いつでも解約が可能となります。

(2)例えば、当初の契約時に「(本当はできるのに)クーリングオフは適用されない」と説明がされていたり、脅迫めいた手段で契約を迫った場合、改めて正しい契約日となった日が起算となります。それ以外でも、多量の商品購入、上記サブスクなど長期契約の場合の中途解約、更には、ウソの告知、不利益事実の不告知、その他違法な勧誘があった場合も、契約そのものの取り消しが消費契約法の規定で可能です。



いずれにしても、契約時にそうした事実があったことを立証することが重要です。**契約書の控え(コピー)の保管、契約の様子を録音することが無理でも、それを自身の記録(メモ)にしておくことが大切**です。

以上を、消費者自ら判断し即座に行動へ移すのは難しいので、もし「なんかだまされたかなあ」「相手業者の態度や振る舞いがおかしい」「やはり解約したい」等と感じたら、躊躇せず、**消費者センター(☎188)に電話で相談**しましょう。秘密は守られるので、もし家族に知られたくない場合も、

大丈夫です。「だまされた自分が悪い」との一言で片付けてしまわないように心がけましょう。

本件の更に詳しい内容は、別添の消費者庁提供パンフレット「あなたの契約、大丈夫?(4頁もの)」を是非ご一読ください。

本紙面は以上です。

